

本件事故当時、さいたま市において日本語学校を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 営業損害

損害期間 自 平成23年3月11日

至 平成24年3月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として金2292万0446円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金の一部として金706万8275円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月12日

（仲介委員 戸部秀明）